

○大府市養育費保証契約保証料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、養育費の継続した履行が確保されていない現状を踏まえ、保証会社と養育費の保証に関する契約（以下「養育費保証契約」という。）を締結する際に本人が負担する費用を市が補助することで、養育費の受取りについて、当事者以外の第三者を介し、養育費の未払いが発生した場合に第三者が立替え、督促をすることで養育費を確実に受け取る枠組みを整えるとともに、ひとり親等の養育費の取決め内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図るため、予算の範囲内において交付する大府市養育費保証契約保証料補助金（以下「補助金」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「ひとり親等」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項又は第2項に規定する配偶者のない女子又は男子及び婚姻している者のうち、養育費について当事者間で協議をしている女子又は男子で現に児童（20歳に満たない者をいう。以下同じ。）を扶養している者をいう。

(対象者)

第3条 本事業の対象者は、本市に居住し、交付申請時においてひとり親等であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 養育費の取決めの対象となる児童（以下「対象児童」という。）を現に扶養していること。
- (2) 養育費の取決めに係る債務名義を有していること。
- (3) 保証会社と保証期間が1年以上の養育費保証契約を締結し、かつ当該契約に係る保証料を負担していること。
- (4) 児童扶養手当の支給を受けている又は同程度の所得水準であること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、初回分の保証料として補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が負担したものとする。

2 補助金の額は、前項に規定する経費の額と取り決められた1か月当たりの養育費の額とのいずれか低い額とし、5万円を上限とする。

(交付の申請)

第5条 申請者は、養育費保証契約保証料補助金交付申請書兼請求書（第1号様式。以下「申請書」という。）及び調査同意書（第2号様式）を、養育費保証契約を締結した日の翌日から起算して6か月以内に、市長に提出しなければならない。ただし、期限までに提出することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、当該書類を省略することができる。

- (1) 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
- (2) 申請者に係る児童扶養手当証書の写し（申請者が児童扶養手当受給者でない場合は、申

請者の前年（ただし、1月から7月までの間に申請する場合には、前々年。以下同じ。）の所得の額並びに所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数について市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が交付する証明書（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（第3号様式）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額について市町村長が交付する証明書を含む。）

- (3) 補助対象経費の額が分かる領収書等
- (4) 養育費の取決めを交わした文書（債務名義化した文書に限る。以下同じ。）
- (5) 保証会社と締結した養育費保証契約に係る書類（保証期間が1年以上のものに限る。以下「養育費保証契約書」という。）
- (6) その他市長が必要と認めるもの
（交付決定）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、速やかに、その内容を審査し、交付の可否及び補助金の額について決定する。

2 市長は、前項の規定により交付を行うことを決定したときは、申請者に対し、養育費保証契約保証料補助金交付決定通知書（第4号様式。以下「交付決定通知書」という。）により通知する。

3 市長は、第1項の規定により補助金を交付することが不相当であると認めたときは、養育費保証契約保証料補助金不交付決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

（審査に係る留意事項）

第7条 申請者がクレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行った場合は、領収書の代わりにクレジット契約証明書を添付するものとする。

2 市長は、領収書又はクレジット契約証明書に、次の事項が記載されていることを確認するものとする。

- (1) 申請者の氏名
- (2) 領収年月日
- (3) 領収金額
- (4) 取引内容（ただし書き）
- (5) 領収者の住所及び氏名並びに領収印

3 市長は、養育費の取決めを交わした文書に、次の事項が記載されていることを確認するものとする。

- (1) 養育費の取決め
- (2) 強制執行認諾約款（公正証書に限る。）

4 市長は、養育費保証契約書に、次の事項が記載されていることを確認するものとする。

- (1) 保証会社が、養育費支払義務者が養育費受取権利者に支払うべき養育費を養育費受取権利者に対して保証していること。
- (2) 保証期間が1年以上であること。

5 市長は、養育費の取決めを交わした文書と養育費保証契約書が、次の事項において、同じ

内容が記載されていることを確認するものとする。

- (1) 養育費受取権利者
- (2) 養育費支払義務者
- (3) 対象児童

(申請の取下げ)

第8条 補助金の交付の申請を行った者は、規則第7条第1項の規定により申請を取り下げようとするときは、養育費保証契約保証料補助金交付申請取下書（第6号様式）により申請の取下げを行うものとする。

2 前項の申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受け取った日の翌日から起算して7日とする。

(決定の取消し)

第9条 市長は、規則第14条各号の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、養育費保証契約保証料補助金交付決定取消通知書（第7号様式）により通知するものとする。

2 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対し、その返還を求めるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日以後に締結された養育費保証契約について適用する。